

# RIPC News Letter

龍谷大学知的財産センターニュースレター  
No.12

You,  
Unlimited



発行日：2016年4月9日

## ご報告 2015年度 龍谷大学特許出願、特許成立状況

2015年度には、本学の研究成果として13件の特許出願を行いました。

また、これまでに特許していた発明案件の中で、6件の特許権が成立しました。

### <特許出願状況>

| No. | 発明者             | 出願番号           | 出願日        | 出願種別 |
|-----|-----------------|----------------|------------|------|
| 1   | 理工学部 木村 睦 教授    | 特願 2015-130598 | 2015.06.30 | 共同出願 |
| 2   | 理工学部 木村 睦 教授    | 特願 2015-207458 | 2015.10.21 | 共同出願 |
| 3   | 理工学部 内田 欣吾 教授   | 特願 2015-114244 | 2015.06.04 | 共同出願 |
| 4   | 理工学部 永瀬 純也 講師   | 特願 2015-160113 | 2015.08.14 | 単独出願 |
| 5   | 理工学部 ホ アンヴァン 助教 | 特願 2015-213500 | 2015.10.29 | 単独出願 |
| 6   | 理工学部 越川 博元 准教授  | 特願 2015-187382 | 2015.09.24 | 単独出願 |
| 7   | 理工学部 浅野 昌弘 講師   | 特願 2015-239541 | 2015.12.08 | 単独出願 |
| 8   | 理工学部 越川 博元 准教授  | 特願 2015-208673 | 2015.10.23 | 単独出願 |
| 9   | 理工学部 山中 裕樹 講師   | 特願 2015-226878 | 2015.11.19 | 共同出願 |
| 10  | 理工学部 山中 裕樹 講師   | 特願 2016-043495 | 2016.03.07 | 共同出願 |
| 11  | 理工学部 兵藤 憲吾 助教   | 特願 2016-034750 | 2016.02.25 | 単独出願 |
| 12  | 理工学部 兵藤 憲吾 助教   | 特願 2016-034751 | 2016.02.25 | 単独出願 |
| 13  | 理工学部 石崎 俊雄 教授   | 特願 2016-072949 | 2016.03.31 | 単独出願 |



### <特許成立状況>

| No. | 発明者                           | 特許番号      | 登録日        | 出願種別 | 発明の名称                        |
|-----|-------------------------------|-----------|------------|------|------------------------------|
| 1   | 理工学部 木村 睦 教授                  | 第5771807号 | 2015.07.10 | 共同出願 | 発光装置用信号処理回路                  |
| 2   | 理工学部 木村 睦 教授                  | 第5777147号 | 2015.07.17 | 共同出願 | 温度センサー                       |
| 3   | 理工学部 木村 睦 教授                  | 第5777146号 | 2015.07.17 | 共同出願 | 温度センサー                       |
| 4   | 理工学部 木村 睦 教授                  | 第5777148号 | 2015.07.17 | 共同出願 | 温度計測方法                       |
| 5   | 理工学部 田原 大輔 講師<br>理工学部 堀川 武 教授 | 第5829921号 | 2015.10.30 | 単独出願 | 骨折リスク評価のためのコンピュータの<br>作動システム |
| 6   | 理工学部 岸本 直之 教授                 | 第5871376号 | 2016.01.22 | 共同出願 | 微生物燃料電池                      |

## ご報告 2015年度 発明奨励費付与者が決定しました

発明奨励費とは、本学において知的財産活動に貢献した研究者に対して付与する奨励費のことです。

発明奨励費には、発明新人奨励費(本学において初めて特許出願等をした教員に対して付与する奨励費)と、発明功労奨励費(本学の知的財産活動に貢献した教員に対して付与する奨励費)の2種類があります。

2015年度のそれぞれの発明奨励費付与者は右のとおりです。

| 種別      | 付与者             |
|---------|-----------------|
| 発明新人奨励費 | 理工学部 兵藤 憲吾 助教   |
|         | 理工学部 ホ アンヴァン 助教 |
|         | 理工学部 越川 博元 教授   |
|         | 理工学部 浅野 昌弘 講師   |
|         | 理工学部 山中 裕樹 講師   |
| 発明功労奨励費 | 該当者なし           |

## ご報告 2015年度 科学技術振興機構(JST)「関西10私大新技術説明会」を開催しました

2016年3月3日、「関西10私大新技術説明会(主催：科学技術振興機構(JST)、同志社大学、近畿大学、京都産業大学、関西学院大学、甲南大学、大阪産業大学、大阪工業大学、摂南大学、関西大学、龍谷大学)」が開催されました。本説明会は、大学研究者が自らの特許技術について実用化を展望した技術説明を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募るものです。本学からは、理工学部 田原 大輔 講師より「骨の形態・荷重支持機能の変化の予測に基づく骨粗鬆症の骨折リスク評価」というテーマで技術シーズを紹介いただきました。

当日は多くの企業関係者にご聴講いただき、たくさんの方の関心が寄せられました。また、シーズ発表終了後には、名刺交換やシーズ内容に関するご質問、ご相談などがありました。ご質問、ご相談いただいた内容については、引き続き連携の具体化を検討していきたいと思います。

知的財産センターでは今後も引き続き、このような機会を通して、本学で生まれる研究成果の技術移転に努めていきます。



田原講師の技術シーズ紹介の様子



会場の様子



## ご報告 「2015年度知的財産セミナー」を開催しました

知的財産センターでは、企業活動の発展に知的財産がどのように活用されているかを学ぶことを目的とした知的財産セミナーを毎年2回開催しています。

2015年6月11日、深草キャンパスにおいて、「2015年度第1回知的財産セミナー」を開催し、齊藤特許商標事務所 所長 齊藤 整 氏より、「新しいタイプの商標」と題して、改正商標法を踏まえながら企業における知的財産活動のポイントについてご講演いただきました。

また、2015年11月4日には、瀬田キャンパスにて、「2015年度第2回知的財産セミナー」を開催し、山科精工株式会社 代表取締役社長 大日 常男 氏を講師として、「我が社の技術開発戦略 ～R&D(Research & Development)からC&D(Connect & Development)へ～」をテーマにご講演いただきました。

両日とも、参加者からは、「実例を交えて講演いただき、大変興味深かった」や「身近な話題でわかりやすく、知的財産について理解を深めることができた」などの意見が寄せられ、有意義なセミナーとなりました。

2016年度も、深草キャンパスにおいて、「第1回知的財産セミナー」を2016年6月13日に開催いたします。詳しく決まり次第、知的財産センターホームページや学内掲示にて広報いたしますので、ご関心のある方は、ぜひご参加ください。



知的財産セミナーの様子

## 知財トピックス 第11回 「大学での職務発明の取り扱い」

昨年の知財トピックスで紹介した「特許法等の一部を改正する法律」が2016(平成28)年4月1日に施行されました。

今回の改正法では特許出願料金や維持年金などの引き下げも実現しましたが、大学から見て最も注目される点として、職務発明制度の見直しがあります。

改正後の特許法第35条においても、「職務発明」は①従業員等が創作した発明であり、②現在または過去の職務に基づいており、③使用者等の業務範囲に属することが要件になる点に変更がありません。改正前は、職務発明に係る特許権または特許を受ける権利は原始的に(発明完成の段階から)従業者等に帰属しており、使用者等は無償の通常実施権を受けることができることになっていました。これを発明者帰属主義と呼んでいました。

平成16年の特許法改正では、発明者帰属主義は変更されず、職務発明についての特許を受ける権利を発明者から使用者に権利譲渡する際の「相当の対価」に関する規定が見直されました。すなわち、「相当の対価」を定める場合には、「対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない」と規定されました。

平成16年法改正から10年近くが経過して、「青色LED訴訟」などの高額の特許請求訴訟も沈静化したように見えてきましたが、大企業を中心とする使用者側には、職務発明の権利帰属と対価の決定がなお不透明であるとの不満があり、発明者帰属主義を使用者帰属主義に改めるべきとの意見が根強く残っていました。

そこで、経済産業省は職務発明の権利が使用者に帰属するとの特許法改正を行おうとしました。これに対して日本学術会議を中心に大学・研究機関から制度変更には慎重あるいは反対する意見が相次いで表明されました。

その結果、今回の法改正では職務発明の権利帰属は従来どおりの発明者帰属主義または新たに導入された使用者帰属主義のいずれかを選択できるとされました。新設された特許法第35条第3項は、「従業員等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。」と規定しています。これだけを見ると、使用者帰属主義に全面変更されたように見えますが、「契約、勤務規則その

他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは」という前提条件が付いています。つまり、使用者帰属の契約、勤務規則その他の定めがないときは、従来どおりの発明者帰属主義を続けても支障ないとの読み方が可能であり、両論併記の形になっています。

法改正が検討された産業構造審議会報告書においても、「特許を受ける権利の従業者等帰属を希望する法人(大学や研究機関)については、従前どおり、それを可能にするものとし、本制度改正によって不利益を被ることのないようにする。」とされています。大学での職務発明の取り扱いに関しては、従来どおり発明者に特許を受ける権利が原始的に帰属するとしうえて、大学が権利継承するケースが多いと聞いています。

大学が発明者帰属を続ける場合でも、企業との共同研究の成果物の取り扱いについては注意が必要です。相手方企業が改正法に則り、使用者帰属主義を採用しているとき、大学が発明者帰属主義を踏襲していると、大学の発明者の特許を受ける権利の扱いが問題になる可能性があります。共同研究契約、共同出願契約等において、大学の発明者の権利が相手方企業に帰属するか否かについて、明確な規定を決めておく必要があると思われます。学生が発明者に加わる場合も同様です。

今回の特許法第35条の改正での変更点として、使用者が職務発明に係る権利を取得したときに従業者に与えられる「相当の対価」が「相当の利益」になったことが挙げられます(第35条第4項)。相当の利益とは、相当の金銭その他の経済上の利益と規定されており、経済産業省が公表した指針(ガイドライン)に、金銭以外の相当の利益付与の事例が例示されています。

例示には含まれていませんが、指針を作成する過程で研究費の増額も経済的利益に該当するとの意見があったとのこと。本学が実施している発明奨励費制度は、金銭以外の相当の利益に該当するものと思われます。本学が従来からの発明規程に則した職務発明に係る権利の取り扱いを続ける場合においても、特許法第35条第5項に規定される、相当の利益の内容を決定するための基準の策定の際の使用者と従業者との間で行われる協議の状況、基準の開示の状況、従業者からの意見の聴取が十分であるかを職務発明制度の本質に立ち返って、再考する意義はあるものと考えます。

知的財産アドバイザー  
櫻井雄三